いじめ防止等対策の取り組みについて

広島商船高等専門学校

	点検項目	令和７年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	6月、11月、2月に学生を対象に学生生活アンケートを実施し、その際に全教職員に「いじめ」の定義について共通理解を図った。	4～5月に全教職員を対象とし、高専機構のいじめ防止等研修動画を視聴した後、確認テストを実施し、共通理解をはかり、いじめの認知が行われるよう意識啓発を行った。	―
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	定期的（2ヶ月に1度）に学校いじめ対策委員会を開催し、アンケート結果の情報共有や個別事案への対応方針を協議した。	引き続き、定期開催に加え、疑わしい事案があった際には速やかに臨時開催した。また迅速に対応できるようteamsを活用した。	―
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	7月に警察講話による研修会を開催し、研修を行った。	高専機構のいじめ防止等研修動画に加え、従来の研修内容を見直し、今年度は教職員の対応状況やニーズに沿った研修を開催予定。	令和8年5月いじめ研修実施済 後期にも開催予定
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会で学校いじめ防止基本計画を策定しており、全教職員に周知している。アクセスしやすいよう学校HPに掲載している。	引き続き実施する。	―
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	学校いじめ対策委員会で学校いじめ防止プログラムを策定し、全教職員に周知した。アクセスしやすいよう学校HPに掲載している。	引き続き周知を行う。	―
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員個人で抱え込むことがないよう、事案があれば学生主事室ないし学生相談室と迅速に連携し、さらに学生主事室ないし学生相談室がいじめ対策委員会へ報告する体制を徹底している。	引き続き、いじめに限らず気になる学生がいる場合、学生相談室や学生主事室、学年会など各教職員が状況に応じて共有しやすいルートへ共有するよう周知・呼びかける。関係者間で迅速かつ円滑な情報共有を図るため、Teamsのグループチャットを積極的に活用している。	―
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に重大事案の定義や役割が明記されており、周知されている。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う。	―
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	グループウェア上や、いじめ対策委員会において情報共有し、学生の実態や指導の経過等の情報を即座に把握できる体制を構築している。	引き続き日常的な情報共有を行う。	―
9	令和6年度の取組みに対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和8年3月、いじめアンケートの実施時期について検証し、適切な時期を見直し、令和8年度の実施計画に反映した。	年度末のいじめ対策委員会において検証を行い、新年度当初の委員会で再度、確認するようにしている。	令和8年4月実施済
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生生活アンケートは学生対象3回（6月、11月、2月）、保護者対象1回（8月）で、計4回実施した。また、こころと体の健康調査を年2回（5月、10月）実施した。その内容は、いじめ対策委員会やクラス担任等関係者と共有した。	引き続き共有を行っていく。	―
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	学校いじめ対策委員会の構成員の一人として、スクールソーシャルワーカーを配置しており、各案件について助言を得ている。定期の委員会において情報を共有し、必要に応じて担任等にも情報共有している。なお、令和７年度からスクールカウンセラーも構成員に追加した。	カウンセラー、ソーシャルワーカーとも連携し、情報共有を行っている。	―
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	7月に警察の講話による研修会を実施した。	実施済み。対象学年以外は資料配布及びLHR等を利用して担任から指導を行っている。	令和8年6月実施済
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	4月の新入生オリエンテーション（1泊2日）において、学生主事よりいじめについての講話を実施した。	今年度も新入生オリエンテーションで実施した。	令和8年4月実施済
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	学生会が校内啓発活動の趣旨で、全学生からポスター公募をかけ、校内掲示をしている。	今年度もポスターで公募をかけ、校内掲示を行った。	令和8年7月実施済
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	入学説明会（3月）、保護者対象のいじめアンケート（8月）、本校ホームページで内容を周知した。	実施済み。	令和8年8月実施済
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、いじめを受けた者、いじめを行った者及びその保護者に対し，学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き状況や対応方針を伝えるとともに、相互の認識の違いや誤解を防ぐために、可能な限り対応は２名以上で行い、記録の作成及び関係者に共有している。	―
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	いじめ防止基本計画を本校ホームページで公開し周知しているが、外部の有識者との連携・協力体制は築いていない。	外部評価委員会へ報告等は行っているが、さらなる外部有識者と連携・協力体制が築けるよう、いろいろな所に出向き声をかけていく。	―
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	警察等と連携して対応する体制はできている。	有事の際や疑いの有無に関わらず、警察講和や日々の情報交換や相談を通し、日常的に連携体制を構築している。	―